

定 款

一般社団法人日本知的財産協会

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、一般社団法人日本知的財産協会（英文名 JAPAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION、略称 「J I P A」）と称する。

第2条 (主たる事務所)

本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目 的)

本会は、知的財産に関する諸制度の適正な活用及び改善を図り、会員の経営に資するとともに、健全なる技術の進歩及び我が国の産業の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 知的財産に関する相互啓発及び教育研修
- (2) 知的財産に関する情報の提供
- (3) 知的財産に関する諸制度の調査研究
- (4) 知的財産の管理及び戦略に関する調査研究
- (5) 知的財産に係わる公的機関への協力及び意見具申
- (6) 知的財産に係わる諸団体との交流
- (7) 知的財産創造活動の奨励・推進
- (8) 本会の活動に貢献した功労者の表彰
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条（本会の会員）

本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、以下の要件をすべて満たす者とする。ただし、会社法上の親会社又は子会社を併せた場合に以下の要件をすべて満たす者については、その者及びその親会社又は子会社それぞれを以下の要件をすべて満たす者とみなす。
 - (1) 日本法人
 - (2) 民間の立場において事業を営む者
 - (3) 主に営利事業を営む者
 - (4) 事業のために知的財産を創出し、その保護と活用を図っている者
 - (5) 知的財産につき担当者を置いている者
 - (6) 本会の目的に賛同し、他の正会員と協調する者
- 3 賛助会員は、前項各号の要件の全部又は一部を欠く法人、団体、機関等で、本会の目的に賛同する者とする。

第6条（入 会）

本会の会員になろうとする者は、正会員の推薦を受け、理事会で別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 賛助会員が前条第2項各号の要件をすべて満たした場合、前項の入会手続きを経て、正会員となることができる。ただし、この場合には、新たな正会員の推薦は不要とする。
- 3 正会員が第12条第3号に該当し正会員の資格を失った場合でも、前条第3項の要件を満たした場合には、第1項の入会手続きを経て、賛助会員となることができる。ただし、この場合には、新たな正会員の推薦は不要とする。

第7条（入会金及び会費）

会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 複数の業種別部会に所属している正会員は、その所属する業種別部会の数に応じて特別会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、社員総会の決議により必要とされた場合には、臨時会費を納入しなければならない。

第8条（会員代表）

会員は、入会に際し、その所属構成員の中から、本会に対する代表者（以下、「会員代表」という）1名を定めて、これを本会に届け出る。

- 2 会員代表の変更は、本会にその届出がなされたときに効力を生じる。
- 3 本会は、必要が生じた場合、理事会の決議により、会員に対し、会員代表の変更を要請することができる。
- 4 本会から会員に対し各種通知、機関誌及び各種資料等（以下、「各種資料等」という）を送付するときは、会員代表に対して行う。ただし、正会員が複数の業種別部会に所属している場合には、会員代表に加えて、その正会員の会員代表に指定された者に対しても各種資料等を送付する。

第9条（会員の権利）

正会員は、本会の事業のすべてに参加することができる。

- 2 賛助会員は、本会が企画する研修会に参加することができる。
- 3 正会員及び賛助会員は本会から各種資料等を受け取ることができる。ただし、一部の各種資料等については、正会員しか受け取れない場合がある。

第10条（会員の義務）

会員は、本会の活動の情報又は会員の立場を利用した営利行為を行ってはならない。

- 2 正会員が第5条第2項に定める正会員の要件を充たさなくなったとき、又は賛助会員が同条第3項に定める賛助会員の要件を充たさなくなったときは、遅滞なくその旨を本会に届け出なければならない。

第11条（退 会）

会員は、理事会で別に定める退会届出書を提出することによって、任意に退会することができる。

第12条（会員資格の喪失）

会員は、次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、その会員資格を当然に失う。

- (1) 会員が解散又は破産宣告を受けたとき
- (2) 会員が請求後1年を経過しても会費を納めないとき
- (3) 正会員が第5条第2項に定める正会員の要件を充たさなくなったとき、又は賛助会員が同条第3項に定める賛助会員の要件を充たさなくなったとき

第13条（除名）

会員が次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、理事会の決議によって、当該会員に対し、退会を勧告することができる。当該勧告後3ヶ月を経過しても当該会員につき当該事由が解消されないときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会員に本会の目的に违背する行為があったとき
- (2) 会員が本会の名誉を甚だしく毀損したとき
- (3) 会員に本会の運営に甚だしい支障を及ぼす不都合な行為があったとき
- (4) 会員に本会の活動の情報又は本会会員の立場を利用した営利行為があったとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合において、当該会員には、社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

第14条（会員資格喪失に伴う会費等の取扱い）

会員が前3条の規定により、その資格を喪失したときは、未納会費その他の本会に対する債務を速やかに弁済しなければならない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金を返還しない。

第4章 社員総会

第15条（構成）

社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、正会員をもって構成する。

第16条（議決権）

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第17条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 当該事業年度の運営方針
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 臨時会費の徴収
- (4) 会員の除名

- (5) 理事及び監事の選任及び解任
- (6) 理事及び監事の報酬等
- (7) 収支予算書及び決算の承認(計算書類等の承認も含む)
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第18条(招集)

定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集する。

- 2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めるとき、又は、正会員の5分の1以上の会員から理事長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を付した書面をもって招集の請求があつたとき、理事長が招集する。
- 3 社員総会を招集するときは、正会員に対し、社員総会の日時、場所、目的である事項その他の法令で定める事項を記載した招集通知を、社員総会の日の二週間前までに電磁的方法または書面により発しなければならない。
- 4 社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

第19条(議決権の代理行使)

正会員は、会員代表以外の所属構成員又は他の正会員の所属構成員を代理人として選任し、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、正社員または代理人は、代理権を証明する書面を、社員総会ごとに本会に提出しなければならない。
- 3 正社員または代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第20条(電磁的方法または書面による議決権行使)

社員総会に出席できない正会員は、電磁的方法または書面により議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により電磁的方法または書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

第21条（議長）

社員総会の議長は、理事会が会員代表の中から選任し、当該会員代表がこれに当たる。

第22条（決議）

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、会員の除名、監事の解任、定款の変更、解散その他の法令で定められた事項の決議については、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第23条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

第24条（役員の設置等）

本会に、会長及び副会長並びに次の役員を置く。ただし、会長及び副会長は一般法人法上の理事には該当しない。

- (1) 理事 35名以内
- (2) 監事 2名

- 2 前項の理事の区分は次のとおりとする。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 若干名

- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

第25条（役員の選任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事及び監事は、会員の所属構成員とし、専務理事は本会に所属する者とする。

第26条（会長及び副会長の職務及び権限）

会長は、理事会の求めがあった場合に理事会に出席し、産業発展等の視点から意見を述べる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは予め理事長が指名した順位に従い会長の職務を代行する。

第27条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは予め理事会の指名した順位に従い理事長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、本会の業務を執行し、事務局及び本会の財産管理を行う。専務理事に事故あるときは理事会の指名した理事がその職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事会に出席し、会務の協議決定に参画する。

第28条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

第29条（役員任期）

理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第30条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第31条（報酬等）

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては報酬等を支給することができる。

第32条（責任の一部免除）

本会は、役員的一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、一般法人法第114条第1項に定める要件を充たす場合は、理事会の決議によって損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

第33条（構成）

本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第34条（権限）

理事会は、この定款に定めた事項のほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第35条（招集）

理事会は、理事長が必要と認めたとき、又はその他の理事から請求があったとき、理事長が招集する。

2 理事会は、必要に応じて会長、副会長、参与、委員長、プロジェクトリーダー、業種担当役員又は会員の所属構成員等の出席を求め、意見を聞くことができる。

第36条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席によって成立し、出席した理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第37条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 会務運営機関

第38条（会務運営機関）

会務運営のため本会に以下の機関を置く。

- (1) 地域別部会
- (2) 業種別部会
- (3) 委員会
- (4) プロジェクト
- (5) 参与会
- (6) 事務局

第39条（地域別部会等）

本会に、地域別部会として、関東部会及び関西部会を置き、その区分及び所属条件は理事会で別に定める。

- 2 正会員は、理事会の承認を得て、いずれかの地域別部会に所属し、活動を行う。
- 3 正会員は、理事会の承認を得て、複数の地域別部会に所属し、又は所属する地域別部会を変更することができる。
- 4 本会に東海地区協議会を置き、東海地区に活動の拠点がある正会員はこれに参加することができる。
- 5 本会に中国・四国・九州地区協議会を置き、中国・四国・九州地区に活動の拠点がある正会員はこれに参加することができる。

第40条（業種別部会）

本会に、業種別部会を置き、その区分及び所属条件は理事会で別に定める。なお、業種別部会には業種担当役員を置く。

- 2 正会員は、理事会の承認を得て、いずれかの業種別部会に所属し、活動を行う。
- 3 正会員は、理事会の承認を得て、複数の業種別部会に所属し、又は所属する業種別部会を変更することができる。

第41条（委員会）

- 本会に、人材育成委員会を置き、第4条第1号に定める知的財産に関する相互啓発及び教育研修のため、会員の研修を企画する。
- 2 本会に、会誌広報委員会を置き、第4条第2号に定める知的財産に関する情報の提供のため、機関誌の発行を企画する。
 - 3 本会に、総合企画委員会を置き、第4条第9号に定める事業を行うための企画を行う。
 - 4 本会に、次に掲げる事項に関する専門委員会を置き、第4条第3号及び第4号に定める調査研究と、これに関する意見発信を行う。
 - (1) 特許・実用新案に関する事項
 - (2) 医薬・バイオテクノロジーに関する事項
 - (3) ソフトウェアに関する事項
 - (4) 著作権に関する事項
 - (5) 知的財産マネジメントに関する事項
 - (6) 知的財産情報に関する事項
 - (7) ライセンスに関する事項
 - (8) 公正取引に関する事項
 - (9) 意匠に関する事項
 - (10) 商標に関する事項
 - (11) 海外地域の知的財産に関する事項
 - 5 委員会の委員長及び委員は、正会員の所属構成員の中から選任されるものとし、理事長がこれを委嘱する。

第42条（プロジェクト）

- 本会に、第4条第5号から第7号に定める事項への対応を行う機関として、プロジェクトを置く。
- 2 プロジェクトのリーダー及びメンバーは、正会員の所属構成員の中から選任されるものとし、理事長がこれを委嘱する。

第43条（参与会）

- 本会に、本会の運営に関する助言機関として、参与会を置く。
- 2 本会の理事長は退任後5年間にわたり参与として参与会を構成し活動を行う。

第44条（事務局）

本会に、会務運営上必要な事務を行う機関として、事務局を置く。

第8章 資産及び会計

第45条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第46条（収入及び支出）

本会の収入は、会費、入会金、研修会参加費、寄付金及び資産から生ずる収入等とする。

2 本会の経費は、前項の収入をもって支出する。

第47条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けた上で、社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日から定時社員総会開催日までの事業計画及び予算については、理事長が、前事業年度の事業計画及び予算に準じ、執行することができる。この場合、当該期間の事業計画及び予算は前項の事業計画書及び収支予算書に含め、当該事業年度中に理事会及び定時社員総会の承認を受けなければならない。

第48条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書の附属明細書

2 本会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令に定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

3 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第49条（剰余金の分配）

本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

第50条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第51条（解散）

本会は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

第10章 公告の方法

第52条（公告の方法）

本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

附 則

第1条（社員総会資料の電子提供に関する経過措置）

定款変更案第18条の4（いわゆる電子提供措置）の効力発生日は、電子提供措置にかかる一般法人法が施行される日とする。

- 2 本附則は、電子提供措置にかかる一般法人法が施行される日から6か月を経過した日後にこれを削除する。

以 上

2014年3月12日	定款制定
2019年5月31日	変更
2021年5月28日	変更
2022年5月27日	変更